



2017年2月7日

各位

会社名 旭硝子株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 島村琢哉
(コード番号 5201 東証第1部)
問合せ先 経営企画部広報・IR室長 玉城和美
(TEL. 03-3218-5603)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2017年2月7日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元および資本効率の向上を目的として、自己株式を取得するものです。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得しうる株式の総数 | 15,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.3%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 100億円(上限) |
| (4) 取得期間 | 2017年2月8日～2017年3月24日 |
| (5) その他 | 本件により取得した自己株式については、会社法第178条の規定に基づく取締役会決議により、全て消却する予定です。 |

(ご参考) 2017年1月31日時点の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式を除く)	<u>1,156,402,516株</u>
自己株式数	<u>30,303,389株</u>

以上